

いらい村報

No. 78

4月号

発行 三重県度会村庁

編集 広報課

おとしよりの遊園地

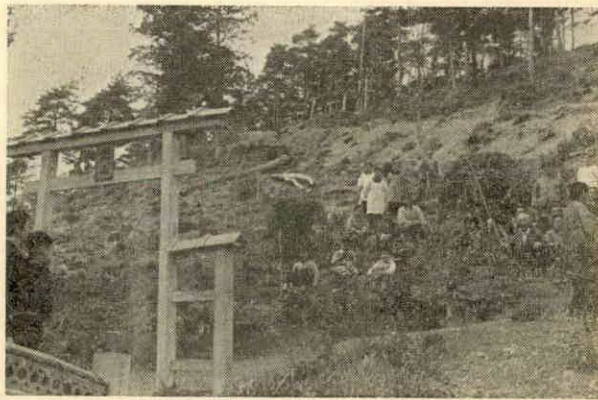
老人会が4年がかりで完成

老人たちが4年がかりで雑木山を開墾してつくった遊園地が長原にお目見えし、部落の人たちの憩いの場となつていきます。

この遊園地は、同区の老人会「長寿会」(会長世古捨吉さん、会員六十五人)が、三十九年に発足したときこれを記念し、当時の会長大西甚めて花を開いた桜の下で花見を楽しんだ。

北山の雑木山八十アール余りを松下げてもらったもの。標高百廿の遊園地には、桜画もたてられています。

て村の名所にしようと思気込んでおり、老人会館の建設設計もたてられています。



太郎さんらが遊園地でもつくとって老後を楽しそうと始めたもので、場所は長原神社の裏手にある区有林の通称「花いっぱい」にし

新しい区長さん決まる

昭和四十二年度の区長さんが決まりました。

- 注連指 繩手 條一
田口 山根 良平
麻加江 森本 吉一
坂井 世古善右衛門
長原 鎌家 英郎
立花 中村 茂男
鮎川 大西 美里
立岡 森 幸助
大久保 坂本 茂行

- 平生 山北 亥平
牧戸 大上金之助
棚橋 中村 喜市
大野木 東出文次郎
葛原 小林 三二
下久具 堀之内美好
上久具 藤田 定
田間 西井 幸平
当津 尾崎 寛一
茶屋広 河村 喜二
川口 堀之内正幸

- 栗原 小野 政藏
中之郷 中野 実
日向 山本 茂
五ヶ町 中西 睦夫
小川 中井 良平
火打石 浦田 武男
駒ヶ野 岩井 易
小萩 作野 実
柳 西井 仁平
市場 長谷川 梯三
脇出 鈴木 正夫
和井野 西村 庄司
南中村 長谷川 一雄
川上 小牧 宗吉

完成した遊園地でひとときを楽しむ老人たち (長原で)

婦人会も役員改選

四十二年度村婦人会役員が次のとおり決まりました。

【度会村婦人会連絡協議会】
ささん(葛原)・小岸くに江(下久具)・柳谷みつゑ(上久具)
こい(葛原)・小川(中川)・副会長(小川郷)▽書記(小川郷婦人会)
森(小川郷)▽副会長(神森ふみへ)▽副会長(世古ひな(麻加江))▽会計(中村和代(同))▽支部長(繩手きく(注連指))・上村ふき(田口)・山本末子(麻加江)・鈴木豊子(坂井)・中村幸子(長原)・中西トキミ(立花)

【内城田婦人会】
▽会長(河村鈴(茶屋広))▽副会長(井戸本一二四(牧戸))▽会計(中村可代(上久具))▽支部長(永木とわ(鮎川))・竹内たかえ(立岡)・坂本たみ(大久保)・横井富子(西野定子(小萩))

【一之瀬婦人会】
▽会長(神森ふみへ(脇出))▽副会長(木岡里(同))▽支部長(真瀬美佐尾(川上))・浅井はる代(南中村)・西岡みね子(和井野)・奥村りつ子(脇出)・下村まつ代(市場)・奥田一江(柳)

【小川郷婦人会】
▽会長(古森かをる(栗原))▽副会長(橋本せ津(中之郷))▽会計(岡谷涉子(五ヶ町))▽支部長(亀田茂子(駒ヶ野))・長谷川ふさ子(火打石)・奥本ちよ(小川)・岡谷せき(五ヶ町)・坂井忠子(日向)・中野とく(中之郷)・小林涉子(栗原)・小林しづ(川口)

日赤募金にご協力を

五月一日から「日赤募金運動」が始まります。

募金は災害救助やへき地の巡回診療、血液事業などに使われます。

婦人会を通じて募金をお願いいたします。みなさんの暖かいご協力をお願いします。(本村の目標額十



四万七千円、一世帯約八十一円です)

42年度予算が成立

8800万5千円

一般会計
一會

一般会計など新年度予算案を審議する臨時村議会は、三月二十七日、二十八日の二日間開かれました。

提出議案は、四十二年一般会計予算案をはじめ国保、母子健康センターの特別会計予算案二件、それに村職員の退職手当に関する条例の一部改正案など五件で、全議案を原案どおり可決しました。

三月臨時村議会

可決された議案

▼昭和四十二年一般会計予算案
総額八千八百五十万円（予算のあらまし別記）

▼昭和四十二年国民健康保険特別会計予算案
総額三千五百十四万二千円

▼昭和四十二年母子健康センター特別会計予算案
総額百六十六万円で前年より四十三万三千円減

▼昭和四十一年度一般会計第六回補正予算案
二百四十四万三千円の追加で一億一千四十七万七千円となる。おもなものは、林業費で川上と大宮町藤小屋を結ぶ藤越林道の負担金百四十万円と、木炭原木資金融資事業利

算案

▼昭和四十一年度母子健康センター特別会計第一回補正予算案
二百三十三万円の追加で二百三十三万八千八百八十円の減額で三百三十七万円となる。

算案

▼昭和四十一年度国民健康保険特別会計第二回補正予算案
不用になったため廃止するもの。（四月一日から施行）

▼職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
村職員退職手当の算出割合を三重県職員と同率にするもので大巾にアップされる。（公布の日から施行）

▼職員住宅手当支給条例を廃止する条例案
不用になったため廃止するもの。（四月一日から施行）

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について
固定資産課税台帳に関する不服を審査決定する同委員に井

道路整備を重点

産業振興・教育の充実も

予算案提出にあたって大野村長は、新年度の基本方針を次のとおり述べました。「文化の発展」

予算案提出にあたって大野村長は、新年度の基本方針を次のとおり述べました。「文化の発展」

大野村長

施政方針を表明

源泉は道路である。道路整備なくして村の発展はあり得ない。このため、道路整備を重点として、道路改良特別会計で五十万円を計上した。このほ

次いで、村内農業の活性化を見出すため、四十三年度から農業構造改善事業を行なうべく、申請中で、基礎調査費として五十万円を計上した。このほ

か、学校教育の充実をはかるため校舎の修理や環境の整備に努めたい。」



立派に舗装工事が完成（葛原地内）

子補給金二千一万六千円となる。

▼保育所条例案
従来の村独自の保育所設置条例にかわって、準則に従って制定するもの。（四月一日から施行）

▼職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
村職員退職手当の算出割合を三重県職員と同率にするもので大巾にアップされる。（公布の日から施行）

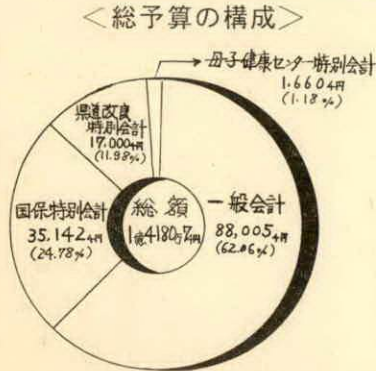
▼職員住宅手当支給条例を廃止する条例案
不用になったため廃止するもの。（四月一日から施行）

▼選挙管理委員会の委員長報酬（選挙の行なわれる日の日額）を現行千三百円を二千元に、委員千二百円を千八百円にそれぞれ引き上げるもの。（一月一日から適用）

▼選挙管理委員会の事務に従事する従事員に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

選挙の投票事務および開票事務に従事する職員等に支給される費用の額を引き上げるもので、投票事務は現行四百円を六百円に、開票事務八百

総額八千八百五十万円で前年度八千七百三十万四千円より九十二万円増



42年度一般会計あらまし

歳入		歳出	
項目	千円	項目	千円
村税	15,007	議会議務費	2,651
地方交付税	56,000	民生費	20,674
分担金及び負担金	2,795	衛生費	14,694
使用料及び手数料	1,804	農業費	982
国庫支出金	6,117	林業費	6,542
県支出金	1,811	水産業費	3,771
財産収入	2	土木防衛費	973
寄附収入	1	教育費	15,289
繰越収	1,500	支	2,418
雑収	268	諸	20,011
村	2,700		
合計	88,005	合計	88,005

村 長 選 挙

投票日 4月28日

選べ明るく我らも光る

県知事、県議会議員選挙が終わり、いよいよ村長選挙です。30年新村発足以来4回目を迎える村長選挙は、21日告示され、28日投票が行なわれます。今後4年間、度会村の行政を運営する人を選ぶこの選挙は私たちの日常生活に直結したもつとも身近かなものだけに、関心も深く激しい選挙戦が展開され情実や因縁が市をきかす選挙になりがちで、せつかくの一票が自分の意志とは別のゆがめられた一票になりかねません。

みなさんの一票が明日の村政に反映します。自分の正しい判断で「この人なら……」と確信の持てる一票を投ずることが私たちの責任だといえましょ。

投票できる人

次のような人で選挙人名簿に登録申し出をし、登録されている人です。

- ① 年令：昭和二十二年三月二日までに生まれた人。
- ② 住所：昭和四十一年十二月一日以前から引き続き本村に住んでいる人。

当日投票できない方は不在者投票で

投票日の当日、旅行や病気などやむをえない事情で投票所に行けない人は、不在者投票ができます。

この不在者投票は、四月二十一日から二十七日まで（毎日午前八時三十分～午後五時）村庁または指定病院等の不在者投票管理者の管理する場所で行えます。また、これには勤め先の責任者の証明書が必要で、入場券は22日ごろ届きます。

選挙人名簿登録者数 (3月30日現在)

投票区	登録者数	男	女
1. 注連指会 所	243	115	128
2. 中川小 学校	917	429	488
3. 大久保会 所	531	257	274
4. 上久具慶昌庵	501	241	260
5. 内城田中 学校	1,522	701	821
6. 中之郷保 育所	368	175	193
7. 駒ヶ野耕雲寺	453	206	247
8. 第一連絡 所	562	266	296
9. 南中村保 育所	414	205	209
計	5,511	2,595	2,916

村庁人事

▼村臨時雇を命ずる。(三月十五日付)
前田保夫(注連指) 管財課
▼村事務吏員を命ずる。(三月二十三日付)
藤田芳夫、浦田泰弘、西村昌平、辻井茂喜、永木久行、喜多嘉正

4月の納税
軽自動車税(年額)

知事・県議選おわる

投票成績 83・13%

統一地方選挙の第一陣、県知事、県議会議員選挙が四月十五日行なわれ、新知事に田中寛氏が四選、県議会議員に度会郡選挙区では、長岡栄太郎・里中政吉・藤田幸英の三上回りました。

投票日 四月二十五日 知事選挙 四月二十八日 村長選挙
一票あるの勢よの勢よの勢よ

よく聞いて確かめよ

今回から立会演説会

昭和四十年八月一日村立会演説会の開催に関する条例の制定にともない、今回の村長選挙から初の立会演説会が開催されます。

候補者の人物、識見、政見などを知る公営の演説会です

日程次のとおり。

- ▼四月二十三日(午後八時) 中川小学校
- ▼二十四日(同) 内城田中学校校屋内体操場
- ▼二十五日(同) 小川郷小学校
- ▼二十六日(同) 一之瀬中学校 講堂

候補一人の演説時間は 四十分です。

演説会場での心得

- ・会場では演説を妨害したり秩序をみだしたりしないようにご協力ください。
- ・演説を妨害したり会場の秩序をみだすと会場から退去

投票は

午前七時から
午後六時まで

していただきます。演説を妨害すると罰せられます。会場では司会者の指示に必ず従ってください。

度会村での候補別確定得票数

<県議会議員>

当 長岡栄太郎	1,292票(11,265)
中村 嘉蔵	1,270 (7,054)
当 藤田 幸英	644 (7,203)
山本淳次郎	462 (5,840)
当 里中 政吉	412 (10,279)
里田 淳	364 (5,332)
計	4,444
無効票	85

カッコ内は度会郡選挙区での得票数

<県知事>

当 田中 覚	3,891 (561,133)
有田 正憲	217 (33,732)
遠藤陽之助	184 (61,903)
計	4,292
無効票	243

カッコ内は、三重県での得票数

川上地内と大宮町結ぶ 藤越林道の開設進む

一五六号(市三・六号)と大宮町側八三五号が開設され、四十二年度工事として本村側は、五百四十号開設の予定です。

峰越連絡林道は、これまでの森林資源のみを開發する目的から一

お巡りさんかわる

開設が進む藤越林道(川上)



川上地内と大宮町藤越小屋を峰越で開発する。農免林道事業(農林漁業用揮発油税財源身替林道事業)と年計画で、開工が四十二年度から三カ年計画で、開工として進められていきます。四十年事業として本村側、一五六号(市三・六号)と大宮町側八三五号が開設され、四十二年度工事として本村側は、五百四十号開設の予定です。



柴原巡査



奥村巡査

四月一日の伊勢警察署人事異動で、本村駐在の警察官二人がかわりました。
▼脇出警察官駐在所 (転任) : 板淵武久巡査 (二見町警察官駐在所へ)
(着任) : 奥村伝夫巡査 (穂原駐在所から)
▼中之郷警察官駐在所 (退職) : 小河三郎巡査 (着任) : 柴原隆司巡査 (伊勢市駅前巡査派出所から)



杉田義男氏

開設が完了するのは四十二年度予定で、この峰越林道は一般道路としても大いに期待されます。
県教職員年度未定期異動が四月一日付で行なわれ、本村関係で二十七人の先生が異動されました。なお、小川郷中学校長四年、内城田小学校長として杉田義男先生は定年退職されました。本村関係の異動次のとおり

先生の異動

杉田義男氏勇退

小学校の部
(転入) ▼内城田小学校長 月岡良二(小川郷小学校長) ▼小川郷小学校長 西世古善造(島津中学校長) ▼一之瀬小学校長 落合卯助(厚生中教頭) ▼中川小教頭 川端清五郎(四郷小) ▼同 青木敏雄(東宮奈屋小) ▼内城田小 亀田愛子(浜郷小) ▼同 中西芳子(小川郷小) ▼小川郷小 西井裕子(内城田小) ▼同養護教員 河北勉子(新任)

小鳥の飼養には必ず許可を

現在わが国には四二四種の野鳥がいるといわれますが「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」により、四二種だけが狩猟鳥として狩猟を許される(一定の狩猟期間のみ)、他のものはすべて狩猟が禁止されている保護鳥です。
鳥を捕えたり飼養している人があれば罰せられます。なお、昨年の四月十五日以降は未成年者や白痴者等は捕獲したり、飼養することができなくなりました。
【鳥獣保護員】 狩猟の取締りや鳥獣保護のため県下に保護員が勤務されておられますが、本村担当は南中村の御村友春氏です。
鳥を護渡したり、住所を変える場合は手続きが必要です。
狩猟の取締りや鳥獣保護のため県下に保護員が勤務されておられますが、本村担当は南中村の御村友春氏です。

小鳥のさえずりもいちだんとにぎやかさを増し、五月十日からはバード・ウィークが始まりますが、みなさんは、メジロやウグイスなどを捕えたり飼養する場合は、許可を受けておられますか。
現在わが国には四二四種の野鳥がいるといわれますが「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」により、四二種だけが狩猟鳥として狩猟を許される(一定の狩猟期間のみ)、他のものはすべて狩猟が禁止されている保護鳥です。
鳥を捕えたり飼養している人があれば罰せられます。なお、昨年の四月十五日以降は未成年者や白痴者等は捕獲したり、飼養することができなくなりました。
【鳥獣保護員】 狩猟の取締りや鳥獣保護のため県下に保護員が勤務されておられますが、本村担当は南中村の御村友春氏です。

しかし、この保護鳥は県知事または農林大臣の許可を受けなければ捕獲することができません。
みなさんが捕えたり飼養するメジロなどはこの保護鳥で、県知事の許可があるわけでも、この許可を受けずに、野鳥を捕えたり飼養することはできません。
鳥を護渡したり、住所を変える場合は手続きが必要です。
狩猟の取締りや鳥獣保護のため県下に保護員が勤務されておられますが、本村担当は南中村の御村友春氏です。

新機構で

スタート

伊勢農業改良普及所 本村担当に小林技師
伊勢、田丸、五ヶ所、南島
伊勢、田丸、五ヶ所、南島
三十四、電話86939です